

通報連絡及び公表基準に基づく公表事項（内容については別添参照）

（１）令和２年度

区分	発生日	号機	件名
区分Ⅳ	令和2年 5月13日	—	令和元年度 第4回保安検査結果について
	令和2年 8月20日	—	気象観測設備のうち、湿度計の不具合について

※網掛け部分は、過去の監視協議会でお知らせ済。

※区分Ⅳは、1ヶ月分を翌月10日までに公表。

（注）区分Ⅳ②は、翌営業日までに公表。

（２）令和３年度

区分	発生日	号機	件名
該当事項なし。			

通報連絡及び公表基準に基づく公表事項の内容

(1) 令和2年度

区分	発生日	号機	内 容
区分Ⅳ	令和2年 5月13日	—	<p>・令和元年度 第4回保安検査結果について</p> <p>1. 保安検査結果および監視事項の概要（令和2年6月10日報告済み）</p> <p>令和2年5月13日に開催された原子力規制委員会において、令和元年度（第4回）保安検査^{*1}結果が報告され、当該保安検査の中で明らかになり、令和元年12月24日に当社が公表した「泊発電所放射性廃棄物処理建屋から放出している気体廃棄物の放出量の報告値誤り」について、以下のとおり「保安規定^{*2}違反（監視）」と判断された。</p> <p>保安規定第100条には、泊発電所放射性廃棄物処理建屋（以下「本建屋」という）の焼却炉煙突から放出する放射性気体廃棄物（よう素131濃度、粒子状物質濃度）を1週間に1回の頻度で測定することを定めている。</p> <p>当社は、この規定に基づき測定を実施していたが、放出量の算定にあたり昭和63年10月から放射性物質を含まない空気での希釈効果を補正しておらず適切な評価が行われていなかったものである。</p> <p>保安検査では、本建屋焼却炉煙突からの放出放射エネルギーについて保守的な補正係数で評価しても補正前の値と同じオーダーであり、泊発電所全体の放出管理目標値又は法令で定める「周辺監視区域外における空気中の濃度限度」に比べて十分低く、原子力安全に影響を及ぼすものではなかったため、「保安規定違反（監視）」と判断されたものである。</p> <p>2. 根本原因分析に基づく再発防止対策（令和2年9月2日報告済み）</p> <p>当社は、2020年2月12日にお知らせした「泊発電所放射性廃棄物処理建屋から放出している気体廃棄物の放出量の報告値誤り」に関する原因と再発防止対策を踏まえ、より確実に再発防止を図る観点で、根本原因分析を実施してきた。</p> <p>根本原因分析は、設備の設計、建設から運用までの時系列を整理し、問題点を洗い出すとともに、それらの要因分析から直接要因を抽出する。</p> <p>更に直接要因を深掘りした分析を行い、本事象を発生させてしまうような組織要因（組織的な弱点）を抽出し、その改善措置を講じるものである。</p> <p>今回の分析結果および再発防止対策を取りまとめるにあたっては、専門的な知識・経験を有している外部の専門家のご意見をいただき、再発防止対策に反映した。</p> <p>当社としては、今回の事象を重く受け止め、このたび策定した再発防止対策に着実に取り組むとともに業務の品質向上に努め、皆さまにご安心いただける発電所を目指していく。</p>

区分	発生日	号機	内 容
区分Ⅳ	令和2年 5月13日	—	<p>【根本原因分析で抽出した組織要因（概要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容が、達成すべき目的に沿ったものであるかを確認するための仕組みの不足 ・業務遂行に必要な知識と技能の内容が明確になっておらず、その習得のための教育内容を体系立てて設定し、教育する仕組みの不足 ・自ら担当している業務の全体像をしっかりと把握し、少しでも疑問を持ったらそのままにせず、改善を加えていく姿勢の不足 <p>【根本原因分析に基づく再発防止対策（概要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手順書等を定める際に、必要不可欠な着眼点を社内規程類で定めているが、この着眼点の適正化を図り、教育を継続的に実施する。また、本来の目的を見失った業務とならないよう、構成管理活動^{※3}を着実に継続する。 ・業務遂行に必要な知識と技能を明確にし、確実に習得させるために体系的教育訓練手法^{※4}を取り入れた教育を着実に継続する。 ・意識改善活動を実施するとともに、オーバーサイト活動^{※5}を活用する。 <p>※1：原子力規制委員会が保安規定の遵守状況を確認する検査のこと。 なお、2020年4月以降、「原子力規制検査」として行われている。</p> <p>※2：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、泊発電所原子炉施設の運転に関し、保安のために遵守すべき事項を事業者が定め、原子力規制委員会が認可したもの。</p> <p>※3：設計要件（設備・機器に要求される条件）・施設構成情報（設備・機器に関する図書、情報）・物理的構成（実際の設備・機器そのもの）の3つが整合しているかチェックする活動</p> <p>※4：業務遂行に必要な知識・技能等を分析・抽出し、これらを習得させるための教育訓練プログラムを開発・実施し、その後の評価・改善を行う一連の流れを体系的に行う手法</p> <p>※5：発電所外の者が発電所の活動を第三者的な立場から確認・評価し、指導・助言を行うことにより改善につなげる取組み</p>
	令和2年 8月20日	—	<ul style="list-style-type: none"> ・気象観測設備のうち、湿度計の不具合について 令和2年8月20日（木）9時10分から泊発電所より北海道原子力環境センター（以下、「環境センター」という。）へのデータ伝送を停止し、同日9時40分より四半期に一度実施している湿度計の点検を実施したところ、基準湿度計との比較試験において、湿度指示値誤差が基準値から外れている事象を確認した。 <p>その後、9月24日（木）に湿度計検出器を交換し、翌日25日（金）18時30分にデータ伝送を再開した。</p> <p>なお、これまで伝送したデータへの影響について検討した結果、湿度計については令和2年7月9日（木）9時40分に基準湿度計との比較試験を実施しており、点検結果は基準値内であったことから、至近で湿度計の正常動作が確認されている7月9日（木）9時40分から9月25日（金）18時20分までの湿度データを欠測扱いとした。</p> <p>湿度計は検出器と変換器で構成されており、調査の結果、</p>

区分	発生日	号機	内 容
			変換器には異常はみられなかったことから、誤差が生じた原因は湿度計検出器の不良と推定した。 このため、湿度計検出器を交換した。

※網掛け部分は、過去の監視協議会でお知らせ済。

※区分IVは、1ヶ月分を翌月10日までに公表。

(注) 区分IV②は、翌営業日までに公表。

(2) 令和3年度

区分	発生日	号機	内 容
			該当事項なし。

以上